

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

4上伊地環第50-3号
4上伊地環第15-1号
令和5年(2023年)1月18日

有限会社南信チップセンター
代表取締役 宮内 裕司 様

長野県上伊那地域振興局長

令和4年11月30日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(以下「条例」という。)第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(一般廃棄物処理施設の設置許可並びに産業廃棄物処理施設の設置許可)

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	有限会社南信チップセンター 代表取締役 宮内 裕司 長野県飯田市伊豆木 6139 番地 1
申請の区分 (I)	一般廃棄物処理施設の設置許可
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市伊豆木6127番地、6130番地、6138番地
(3) 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定する ごみ処理施設 (破碎施設)
(4) 処理を行う廃棄物の種類	○破碎する廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	○木くずの破碎施設 一次破碎 269.6 t/日 (33.7 t/h : 8時間稼働) 二次破碎 69.2 t/日 (8.65 t/h : 8時間稼働) 一次破碎 349.52 t/日 (43.69 t/h : 8時間稼働) 二次破碎 152.72 t/日 (19.09 t/h : 8時間稼働)
申請の区分 (II)	産業廃棄物処理施設の設置許可
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市伊豆木6127番地、6130番地、6138番地
(3) 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定 する木くずの破碎施設
(4) 処理を行う廃棄物の種類	○破碎する廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。

(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	<p>○木くずの破碎施設</p> <p>一次破碎 269.6 t/日 (33.7 t/h : 8時間稼働)</p> <p>二次破碎 69.2 t/日 (8.65 t/h : 8時間稼働)</p> <p>一次破碎 349.52 t/日 (43.69 t/h : 8時間稼働)</p> <p>二次破碎 152.72 t/日 (19.09 t/h : 8時間稼働)</p>
(6) 周辺地域の範囲及びその根拠	<p>(範囲) 飯田市 川路八区 飯田市 三穂第13組合 飯田市 三穂第6組合</p> <p>(根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)</p>
(7) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	<p>(範囲) 飯田市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者</p> <p>(根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号</p>
(8) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	<p>(日時) 令和5年2月22日(水) 午後7時から (場所) 川路八区公民館 飯田市川路5763番地1</p>
	<p>(日時) 令和5年2月24日(金) 午後7時から (場所) 下瀬集会所 悠愛館 飯田市下瀬269番地1</p>
	<p>(日時) 令和5年2月27日(月) 午後7時から (場所) 三穂第6組合集会所 飯田市伊豆木4129番地3</p>

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。